

「民間事業者のPHRサービスに関するガイドライン(第3版)」
ご意見に対する回答

ページ	該当箇所	意見	回答
32	【匿名加工情報等の作成及び利用】	匿名加工情報等の作成及び利用について文言見直すべき	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。
16	(5) 利用者への説明と同意に基づくサービス提供	「障害を持つ人」→「障害のある人」、「例えば子供、高齢者、外国人等」→「例えば子供、高齢者、外国人、障害のある人等」と変更する。	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。
16	(5) 利用者への説明と同意に基づくサービス提供	子供の同意について、成人後に同意すべき旨やデータ保全の記載を検討されたい。	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。
16	(5) 利用者への説明と同意に基づくサービス提供	「法定代理人」がいる方は少ないので「本人が信頼できる人」など曖昧な言い方などを検討されたい。	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。
27	(3) PHRの管理・閲覧	薬事目的ありきではなく、データの真正性が重要ということを表現する形で、配置と書き方を修正する。	貴重なご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を削除いたしました。引き続き具体的な検討を続けた上で示すようにしたいと思います。
39-44	【PHRを活用したサービスの具体的な事例】	<p><アプリからのリコメンドに対する医師への相談を促す際の表示例>、<一般的な通知機能の例>が追加されていますが、解説で注意されている点と、表示例で示されていることがちぐはぐな印象があります。</p> <p>一方で、各例は汎用的な記載にも見えますので、一般的な通知機能の例を見せたいのであれば、どこかでまとめて提示、で十分なようにも思えます。</p>	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を見直し、具体例は1箇所に集約するよう修正いたしました。
	全般	「PHRデータ」と「PHR」が混在しているため整理されたい。	ご意見ありがとうございます。PHRの定義を国の指針と揃え、「PHRデータ」については「PHR」に記載を統一し、合わせて「PHR利用者」を「PHRサービス利用者」へ修正いたしました。
	全般	「子供」と「子ども」の表記ゆれがあるので統一されたい。	ご意見ありがとうございます。こども家庭庁より各府省庁に「こども」に統一すべき旨の通達がありましたので、当該箇所を「こども」に統一させていただきました。 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ff96e5f0-77b0-4176-a531-96135152c239/0134faba/20230401_policies_boshihoken_tsuuchi2022_16.pdf
18	(10) 国際的な動向を踏まえたPHRサービス提供に係るルールの整備	個人情報保護法が突然出てくることに違和感がある。	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。
15,16	(4) PHRサービス利用者の健康、安全、権利の確保 (5) 利用者への説明と同意に基づくサービス提供	「障害を有する者」について「障害のある人」に統一してはどうか	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。 例外として、厚生労働省、経済産業省「健康寿命延伸産業分野における新事業活動のガイドライン」からの引用部分についてはそのまま残しております。
	全般	「障害」は「障がい」と改めた方が良いのではないか	上記ガイドラインも含め、複数の文書・引用で「障害」の語が使われていることや、内閣府の検討では「障害」の語が現状でも正式と考えられることから、「障害」のままさせていただきます。 https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaiigi/k_26/pdf/s2.pdf
56	VI. 広告その他の表示	PHRサービス自体の広告のことであり、PHRサービス内の広告は対象外であることが分かりづらいのではないか。何かしら記載を検討すべきではないか。	ご意見ありがとうございます。当該箇所に追記いたしました。
39	【PHRを活用したサービスの具体的な事例】	アプリとは限らず、Webサービスの場合もあるのでは	ご意見ありがとうございます。当該箇所の事例の記載を見直しました。
	全般	「個人情報の保護に関する法律についての指針」の記載がある	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。
8	また、個人の健康管理ではなく、専ら研究開発の推進等を目的として利用される健診等情報又は匿名加工情報若しくは仮名加工情報のみを取り扱う事業者は対象となっていない。	これは「PHR事業者」ではもはやないではありませんか？このガイドラインに書くことが適切なのでしょうか。	ご意見ありがとうございます。当該箇所は国のPHR指針からの引用ですので、このままの記載とさせていただきます。 https://www.mhlw.go.jp/content/10904750/000925105.pdf
8	基本的指針	「基本的指針」という言葉も使われており用語の統一が必要です。	ご意見ありがとうございます。当該箇所を「国のPHR指針」に統一する形で、当該箇所の記載を修正いたしました。
24	・契約締結時、医療機関へPHRサービスを提供する場合は、関連するガイドラインに準拠して財務諸表に基づく経営の健全性に関する情報提供を行うことが望ましい。	財務諸表と書くことと出せない会社が多いので、「財務諸表やIR情報等」として、ハードルを下げた方が良いのでは無いですか？	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。

32	<p>【匿名加工情報等の作成及び利用】 ～ ただし、PHRサービス事業者が匿名加工情報を作成し、かつ、あらかじめ第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表し、本人の同意を得ることなくこれらの情報を第三者に提供することも考え得る。</p>	<p>1. 要配慮個人情報が含まれる場合には、匿名加工情報にしても同意無く第三者提供できない（個情法27条2項）ことを明記すべきだと考えます。 2. その上で、医療法施行規則改定（2024年4月）で次世代医療基盤法の認定作成事業者に情報を提供する目的においては、PHR事業者も個人別被保険者番号を取得できる（告知要求制限の適用を受けない）ことを明記して、次世代法の活用についても追記する方が、PHR事業者が「間違いを犯さない」為に良いのではないかと思います。 3. 私がこの一連の指摘をするに至ったのは、自ら保有する個人情報に他の関係事業者の個人情報（個人関連情報）を突合してから匿名加工して提供した事例や、匿名加工したという名の下に提供した情報同士を突合して処理するサービスを提供するなどした「匿名加工しさえすれば、第三者提供し放題」と考えているように見える事例が、経産省・総務省・文科省系のプロジェクトで散発したことに起因しています。「匿名加工はOK」を強調する記述がこの手の行動を誘発しているように見えるからです。 4. 次世代法の記述については誤解があるようだが、「PHR事業者事業者が認定事業者になるべきだ」といっているではありません。PHR事業者が「（先に書いたような）間違いを犯さず」にデータ提供をするように導くには、その方が適切だと考えるからです。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。 1.について、FAQにて「要配慮個人情報を含む個人情報を加工して匿名加工情報を作成することも可能」と明記がありこのままの記載といたします。 https://www.ppc.go.jp/all_faq_index/faq1-q15-10/ 2-4.について、情報を提供する前提として関連するガイドライン等を遵守することを明記いたしました。</p>
32	<p>【匿名加工情報等の作成及び利用】 ～ 本人の同意を得ることなくこれらの情報を第三者に提供することも考え得る16。 また、PHRサービス事業者が匿名加工情報や仮名加工情報を作成した上で利用する場合も考えられる。</p>	<p>脚注16は、「PHRサービス事業者が匿名加工情報や仮名加工情報を作成した上で利用する場合も考えられる。」の方につくべきではないか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。</p>
32	<p>【匿名加工情報等の作成及び利用】 ～ 加えて、仮名加工情報取扱事業者や匿名加工情報取扱事業者に該当するPHRサービス事業者についても、これらを遵守する必要がある。</p>	<p>同じことの繰り返しになっていますので「加えて」以下は必要ないのではないかと？</p>	<p>ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を削除いたしました。</p>
35	<p>【具体例】 （1）腰痛の相談に対し、 ④数日前に軽い作業後に腰痛があったが、既に痛みが収まって数日経ち、重篤な疾病を疑うべき属性や症状等がなく、既往歴やその他の異常がない患者に対して、経過観察の指示をすること</p>	<p>指示は出来ないのではないかと。あくまでも「推奨」が限界ではないかと？</p>	<p>ご意見ありがとうございます。当該箇所は「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に関するQ&A」からの引用のため、このままの記載といたします。 https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc8203&dataType=1&pageNo=1</p>
44	<p>（6）他の事業者・第三者へのデータ提供 考え方 ～ 以下のような限定的な場合には、例外的に本人の同意のない個人データの第三者提供が認められる（個人情報保護法27条1項）。</p>	<p>同法27条2項に「要配慮個人情報の同意無き第三者提供は認められていない」ことを明記しないと、誤解を生み出しかねない。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。27条2項はオプトアウトによる個人データの提供の規定であり、1項による個人データの提供とは別の条文ですので、このままの記載といたします。</p>
44	<p>（6）他の事業者・第三者へのデータ提供 考え方 ～ 以下のような限定的な場合には、例外的に本人の同意のない個人データの第三者提供が認められる（個人情報保護法27条1項）。</p>	<p>本文全体の論調として、「第三者提供は可能だ」を強調していることには、違和感を感じます。可能な場合もありますが、それは限定された場合であると考えるのが適切なのだと思いますが、文章全体の論調がそれを感じさせません。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。協議会としましても本人の同意・意思を尊重するのを基本理念としております。ご指摘を踏まえ文章全体を見直しました。</p>

16	(5) 利用者への説明と同意に基づくサービス提供	特に小学校高学年、中学生あたりのこころ関連のPHRの利用とデータの二次利用について、親には言いたくない(相談できない)というようなことが結構あるが、本人は法的同意を与えられない、ということがある(例えば、学校でのいじめ、うつや希死念慮の有無などを評価するようなアプリ)アプリ自体の利用についてどうするか、そして、二次利用は個人情報法の例外規定で逃れられるかなど、法律家とご議論いただけますと幸いです。「こどもの成人後など責任能力が認められた後には、PHRの管理権限を本人に移譲することに関しても明確に説明した上で、あらためて本人から同意を取得することが望ましい。」と修正してはどうか。	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。
12	III.民間PHRサービスガイドラインに用いられる用語の定義の「民間PHRサービス事業者」	「民間PHRサービス事業者」の定義の中に「自治体」が含まれているのは違和感がある。あるいは含むとしたら、タイトルに「民間事業者/自治体」と書くこと重複する。	ご意見ありがとうございます。「民間PHRサービス事業者」を「PHRサービス事業者」(自治体含む)に統一する形で、当該箇所の記載を修正いたしました。
56	「VI. 広告その他の表示」の内容は、ヘルスケアIoTコンソーシアム(現ヘルスケアAloTコンソーシアム)にて、令和3年12月に公表された「ヘルスケアアプリケーションの表示に関するガイドライン」の内容を基に作成されたものです。同ガイドラインの詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。 https://healthcareiotcons.com/news022/	広告ガイドラインの最後の記述を下記に変更して欲しい。 「*」「VI. 広告その他の表示」の内容は、ヘルスケアIoTコンソーシアム(現ヘルスケアAloTコンソーシアム)にて、令和3年12月に公表された「ヘルスケアアプリケーションの表示に関するガイドライン」の内容を基に作成されたものであり、同ガイドラインの作成に関与したTMI総合法律事務所の柴野相雄弁護士及び安藤庸博弁護士に内容を確認頂きました。同ガイドラインの詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。 https://healthcareiotcons.com/news022/	ご意見ありがとうございます。当該箇所につきまして脚注として追加しました。 個人のお名前につきましては、ガイドライン本文と分け補足資料に追加させていただきたく考えております。
19	(1) 事業者—利用者の関係/合意(説明と同意)	民間PHRサービスガイドラインの具体的な適用(1)の第2文「また、PHRの一部は(中略)に該当し得るものであり」の「一部」は不要と思われる。	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。
10	<公的指針・ガイドライン等>	<公的指針・ガイドライン等>の「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」は、令和4年4月より報告が義務化されており、最新の内容ではないように思われます。	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。
	タイトルと記載内容	民間事業者/自治体のPHRサービスに関わるガイドラインのガイドライン名に対して、自治体によるサービスに関わる指針等の記載がほとんどないように思われます。タイトルの変更に応じ、適切な項目および内容の追加を要するものと思います。	ご意見ありがとうございます。他にもいただきましたご意見も踏まえまして、ガイドライン本文は「民間事業者向け」とし、自治体向けについては引き続き検討を行うものとしします。
	全般	策定に関わった方をガイドラインにも記載する:追補で出すとしてもガイドラインと1セットにしてほしい (「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の「透明性」チェックに該当)	ご意見ありがとうございます。ガイドライン本文ではなく別添資料に記載し、ガイドラインと合わせて公表いたします。
34-35	(5) リコメンドの方法(有効性・安全性の確保)	客観性の記載がやや不足している (「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の「客観性」チェックに該当)	ご意見ありがとうございます。当該箇所に追加いたしました。
53 24	(2) PHR サービス事業者への教育 (1) 事業者—利用者の関係/合意(説明と同意)の推奨される事項	事業者の事業継続性を明らかにするための人的資源や財務基盤に関する規定がやや不足している (「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の「継続性」チェックに該当)	ご意見ありがとうございます。全ての事業者に一律に提示を求めることは厳しいと考え、医療機関との連携の場合には必要であるという方向性のもと、当該箇所の記載を修正いたしました。
	全般	エビデンスの開示体制について不十分と思われる。 サービスによって変わる部分はあると思われるので、指摘を受けての検討をして、どこまで対応可能かを整理いただけることがありがたい。これではなければならない、というわけでもなさそうである。その整理を経産省にフィードバックいただきたい。	ご意見ありがとうございます。全ての事業者に一律に提示を求めることは厳しいと考えており、引き続き整理を進めていきたいと思っております。
	全般	ガイドラインの有効期間について、いつまで使える・いつ見直すかを明記してほしい	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を追加いたしました。
	全般	本ガイドラインをPDFで閲覧する場合は「しおり機能」があると便利です。ページを行き来して参照する際に閲覧性が向上します。	ご意見ありがとうございます。「しおり機能」を入れて公開いたします。
	目次	目次に構成について 04_【追補1】PHRのデータ連携に関する追補(案) 05_【追補2】PHRの自治体への導入における留意点(案) 上記の2文書がガイドラインの一部の位置付けになっていると思われる。目次の最後に追記してはどうでしょうか	ご意見ありがとうございます。別添資料として公開するため、本文目次への記載は行わない形とさせていただきます。

11	<p>「PHRサービス事業者」の定義 ・・・・日本国内において、PHR サービスを提供、又は製造（OEM 含む。）している、法人（営利を目的としないものを含む。）、個人事業者、団体、地方公共団体。</p>	<p>表題より「自治体」がガイドラインの対象をなつたと認識しています。一方、該当の定義文では「地方公共団体」が使用されています。自治体と地方公共団体を使い分けているのであれば、「自治体（地方公共団体）」と言い換えの記述になるように修正してはいかがでしょうか？</p> <p>また、後述の国の文書引用（P31、P43）では「地方公共団体」が使用されています。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。当該箇所を「地方公共団体」に統一する形で、当該箇所の記載を修正いたしました。</p>
10	<p><公的指針・ガイドライン等></p>	<p>個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定、令和4年4月1日一部変更）を参照・追加することを提案します。</p> <p>https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/fundamental_policy/</p> <p>1126に「その適切な運営のためには医療、倫理、法律、情報セキュリティに関する知識と理解が必要とされる。」との記載がありますが、基本方針でも「1 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向（1）個人情報等をめぐる状況」にてデータ倫理に言及しており、また「（2）法の基本理念と制度の考え方」では「① 個人情報の保護と有用性への配慮、② 法の正しい理解を促進するための取組、③ 各主体の自律的な取組と連携・協力、④ データガバナンス体制の構築、⑤ 個人におけるデータリテラシーの向上」を取り上げているため、本ガイドラインの方向性と密接な関係があると思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。当該箇所に追加いたしました。</p>
11	<p><その他></p>	<p>以下を追記いただきたくお願いします。</p> <p>・情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いに係わる方針（総務省、経済産業省「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」（令和5年7月）</p> <p>※可能であれば、247行 <公的指針・ガイドライン等>に、以下を追記いただけると幸いです。</p> <p>・情報信託機能の認定に係る指針Ver3.0（総務省、経済産業省「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」（令和5年7月）</p>	<p>ご意見ありがとうございます。当該箇所に追加いたしました。</p>
29	<p>総務省「情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いに係わる方針（2023年7月）」26頁及び情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会「資料18-2 情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 とりまとめ（案）」3頁を参考とした・・・</p>	<p>記載の参照元は、正しくは「情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いに係わる方針（2023年7月）」16頁（総務省、経済産業省「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」）です。</p> <p>記載を修正いただくのが宜しいかと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。</p>
53	<p>【PHR サービスの運用体制の構築】</p>	<p>上述の「個人情報の保護に関する基本方針」では、個人情報の取り扱いにおける運用体制として「データガバナンス体制の構築」を推奨しています。</p> <p>ここでは、「安全性・有効性・信頼性」に加えて、「個人が得ることが期待される便益やプライバシーに対するリスクを明確にし、それらをわかりやすく、丁寧に説明することが重要になる。そのためには、解決しようとする課題と、その課題を解決するために取り扱う個人情報等のデータとの関係を明確化する観点から、データの内容や性質、量や範囲の必要十分性、データの流れ、データの取扱いに関わる者の範囲、データの利用目的、安全管理レベル等の事前評価のため、PIA（個人情報保護評価又はプライバシー影響評価）の手法を用いることや、CPO（最高プライバシー責任者）やDPO（データ保護責任者）等の個人データの取扱いに関する責任者を設置すること等が有効であり、これらによるデータガバナンスの体制を構築することが重要である。」と述べています。</p> <p>よって【PHR サービスの運用体制の構築】でも、このような「PIAの手法を用いる」「DPO等の責任者を置く」等を追加することを提案します。</p>	<p>ご提案ありがとうございます。DPOは更なる検討が必要と考え、PIAについて当該箇所の記載を追加いたしました。</p>

	タイトル 民間事業者／自治体のPHRサービスに関わるガイドライン（第3版）	「自治体」が追加され、民間事業者と併記されていますが、ガイドラインの対象者をはじめ、ガイドライン本体で「自治体」に係る記載が見当たりません（目次の項目名を含む）。また、本ガイドラインで参照し補完するされている「民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」と対象が異なること（基本的指針の対象は民間事業者のみ）、また、自治体は民間事業者からサービス提供を受ける立場（BtoGtoC）であり、他にも自治体と同じようにサービス提供を受ける側の立場の存在（例えば、民間企業(BtoBtoC)、保険者・健保組合等（BtoPtoC））がある中、「自治体」のみを「民間事業者」と並列でガイドラインの対象に追加することで、ガイドラインの対象者が曖昧になるのではないかと懸念があるのではないのでしょうか？	ご意見ありがとうございます。他にもいただきましたご意見も踏まえまして、ガイドライン本文は「民間事業者向け」とし、自治体向けについては引き続き検討を行うものとしします。
6	年度に「国民の健康づくりに向けた PHR の推進に関する検討会」が立ち上げられ、	具体的な年度の記載が抜けているのではないのでしょうか？	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。
7	適宜改正され、	「適宜」では記載が曖昧なため、「一度」もしくは「一回」という回数に係る記載にはいかがでしょうか？	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。
7	<民間 PHR サービスガイドラインの位置づけ>本ガイ	>の後、改行をすべきではないのでしょうか？	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。
7	(以後、指針)	171行目の(以下「健診等情報」)、710行目の(以下「漏えい等」という。)などと、記載の平仄をあわせ方が読み易いのではないのでしょうか？ また、「民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」は168行目に初めてででることから、179行目ではなく168行目に入れる方が適当なのでしょうか？	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。
7	国レベルでは、・・・」について検討が進んでいる。	基本的指針に記載されている内容が「」で例示されていることから、「検討が進んでいる。」という表現は状況を表す上で適切でなく、例えば、「基本的指針に策定されている。」といった表現にしては如何でしょうか。	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。
7	国が定める個人が自らの健康管理に利用可能な健診等情報には、マイナポータル API 等を活用して入手可能な自身の健康診断等の個人情報保護法上の要配慮個人情報となる保健医療情報、乳幼児健診、特定健診、各種健診、レセプト記載の薬剤情報等及び予防接種歴が含まれる。	基本的指針(1.1 本指針の対象とする情報の定義)に記載内容に合わせて、「国が定める健診等情報には、個人情報保護法上の要配慮個人情報である乳幼児健診、特定健診、薬剤情報等、及び予防接種歴が含まれる。」といった記載にして頂いてはどうでしょうか。	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。
8	一方で、日常的に記録されるいわゆるライフログは現時点では検討の対象となっていない。	基本的指針(1.2 本指針の対象事業者)では、「専ら個人が自ら日々計測するバイタル又は健康情報等のみを取り扱う事業者は、対象事業者として含めない」と記載していることから、例えば、「いわゆるライフログのみを取り扱う事業者は現時点では基本的指針の対象となっていない。」といった表現にしては如何でしょうか。	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。
8	ライフログのみを取り扱う PHR サービス等、国の検討対象外のサービスを含む。	基本的指針で「専ら個人が自ら日々計測するバイタル又は健康情報等のみを取り扱う事業者は、対象事業者として含めない」と記載していることから、例えば、「基本的指針が対象としてないライフログのみを取り扱うPHRサービス事業者等も含む」といった表現にはいかがでしょうか。	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。
8 (脚注3)	国のPHR指針が対象とする「健診等情報」マイナポータルAPI等を活用して入手可能な自身の健康診断等の個人情報保護法上の要配慮個人情報となる保健医療情報（具体例：乳幼児健診、特定健診、各種健診、レセプト記載の薬剤情報等）	基本的指針(1.1 本指針の対象とする情報の定義)に記載内容に合わせて、国のPHR指針が対象とする「健診等情報」には、「個人情報保護法上の要配慮個人情報である乳幼児健診、特定健診、薬剤情報等、及び予防接種歴が含まれる。」といった記載にして頂いてはどうでしょうか。	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。
11	・ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方（経済産業省 商務・サービスグループヘルスケア産業課）	弊省が公表している「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」に対する本ガイドラインの遵守状況を確認した結果、事務局（日本総研）より別添の指摘を受けていることから、対応をご検討頂きたく存じます。	ご意見ありがとうございます。個別にいただいておりますご意見にて対応しておりますので、そちらの回答をご参照ください。
12	(国の PHR 指針より抜粋)	179行目(以後、指針)としているが、「国の PHR 指針」という文言がガイドライン本体に他にも複数見られることから、平仄をあわせ方がいいのではないかと。(399行目、750行目、790行目、1158行目、1169行目、201行目、213行目)	ご意見ありがとうございます。当該箇所を「国の PHR 指針」に統一する形で、当該箇所の記載を修正いたしました。

12	PHRサービス事業者：日本国内において、PHR サービスを提供、又は製造（OEM 含む。）している、法人（営利を目的としないものを含む。）、個人事業者、団体、地方公共団体。	基本的指針の対象は「民間PHR事業者」であり、地方公共団体は含まれません。その指針の補完として位置づけられる本ガイドラインにおいてPHRサービス事業者の定義に地方公共団体を含むことは違和感があります。一方で住民向けにPHRサービスを提供する地方公共団体が存在することは事実であり、そういったケースにおいては本ガイドラインを「準用する」ととどまるのではないのでしょうか。	ご意見ありがとうございます。基本的指針に合わせて、PHRサービス事業者から地方公共団体を除きました。
目次 15	(1) PHR と Person-Generated Data (PGD) の考え方 (1) PHR と PGD (Person-Generated Data) の考え方	PGDの記載をそろえたほうが良いのではないのでしょうか。	ご意見ありがとうございます。当該箇所を「Person-Generated Data (PGD)」に統一する形で、当該箇所の記載を修正いたしました。
55	質評価のために国の PHR 指針のチェックシートを活用すること	PHR指針は、適正な PHR の利活用を促進するために遵守することが必要と考えられる事項（PHR指針の「はじめに」より）を定めたものであり、本指針を以て、PHRサービスに対して質の評価を与えることを目的としておりません。そのため、質評価のために本指針のチェックシートを活用することは、本指針の本来の趣旨と異なると考えられます。	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を削除いたしました。
28	第3者認証	その他箇所での記載は、「第三者認証」となっており、この箇所のみ表記が異なっています。	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。
47	サービス利用者は、PHR を自らの意思で、事業者に捕らわれる事無く保管可能となることが求められる。	サービス利用者「が」とした方が適切かと思ます。	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。
47	また PHR サービスによって取り扱うデータは多岐にわたり得るため、	「わたり得る」ではなく「わたる」でよいのではないのでしょうか	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。
7	令和1年度	令和元年度の方が記載としては一般的だと思います。	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。
55	プライバシーマーク認定又は ISMS 認証などの情報セキュリティに係る公的な第三者認証を取得すること	プライバシーマーク認証及びISMS認証は、それぞれ一般財団法人及び一般社団法人によって運用されているものであり、「公的」であるかは検討を要すると考えられます。	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載から「公的」を削除いたしました。
9,10	<関連法規>	電気通信事業法は不要でしょうか（外部送信規律の対応のため）	ご意見ありがとうございます。本ガイドラインの対象外となるため、このままの記載といたします。
9,10	<関連法規>	最終改定を令和5年5月26日とされておられますので、法律名は「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」ではなく、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律」ではないのでしょうか。	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。
27	健診等情報を取り扱う場合は、そのエクスポートができること。	マイナポータルでの保管期間が最長5年とされており、それ以降は民間PHR事業者のサービスにて国民が自身でデータを保管・管理することが想定されているのであれば、せめてマイナポータルからダウンロードされたデータについては、他のPHRサービスに簡単に相互移転できるよう、インポート・エクスポート機能を付けることを最低限遵守する事項に求めるのが良いかと思ます（エクスポートだけでなくインポートも必須）。	ご意見ありがとうございます。「健診等情報を取り扱い場合」を前提として当該箇所の記載を修正いたしました。
56	VI. 広告その他の表示	この章における「広告」は「PHRサービス自体の広告」についての制限などを整理しているものと思ますが、「PHRサービス内で表示される広告の在り方」もしくは「PHRサービスを通じて取得された利用者情報がアドネットワークを通じて世界中に広がり、あらゆるウェブサイトにおいて利用者の疾患に関係する広告が表示されるリスク」について触れるべきかと思ます（PHRサービスのマネタイズとして広告ビジネスを認めるかどうかも含め）。PHRサービスはウェブサイトやスマホアプリを通じて提供されることが多く、実際にそれらのパケットを分析すると第三者への外部送信がなされているものが存在しています。特定の疾患に特化したPHRサービスであれば、「利用者がその疾患に関心を持っている」という情報がアドネットワークを通じて流通することになり、利用者は様々な媒体で自身の健康状態に関係する商品・サービスを広告として目にする事になりかねません。そのような状況は、利用者に不快感・不快感を与えかねず、また、その広告に表示される製品がリコメンドされているような誤解を与えるリスクもあります（広告として表示される内容をPublisher側が事前に詳細に精査しコントロールすることは困難な場合が多いと思ます）。これらのリスクは、PHRサービスに対する国民の不快感を高める原因になることが予想されるため、貴協会としてのご見解を示しておくことは大変意味があるかと思ます（主にこの理由から、<関連法規>に電気通信事業法の追加を記載しました）。	貴重なご意見ありがとうございます。当該指摘はPHRサービス内に表示される広告についてのものですが、本章のスコープは「PHRサービス自体の広告」としており、「PHRサービス内で表示される広告」については対象外となるため、このままの記載といたします。いただきましたご意見につきましては参考にしつつ、広告のあり方について今後も検討を続けていきたいと思ます。
	全般	PDFで提供するならば、最低限、しおり付きPDFにすると電子的な可読性が高くなると思ます。	ご意見ありがとうございます。「しおり機能」を入れて公開いたします。
	全般	ページ番号があったほうが良いかと思ます。	ご意見ありがとうございます。ページ番号を追加いたしました。
6	年度に「国民の健康づくりに向けた PHR の推進に関する検討会」が立ち上げられ、	「年度」だとわかりにくいので、「令和元年度」と明確にしたらどうか。	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。

8 (脚注3)	経済産業省・総務省「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」	ガイドラインの省庁の順序は、建制順で「総務省・経済産業省」でいいのでは。この行の1行下では、「(総務省・経済産業省)」と記載されている	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。
8	「～健診等情報又は匿名加工情報若しくは仮名加工情報のみを取り扱う事業者」	「健診等情報」又は「情報」は、情報の種類であるが、匿名加工情報、仮名加工情報は、個人情報上の情報の種別であり、2つの異なったものが又はで結ばれてしまっている。 (変更案1) 「又は匿名加工情報若しくは仮名加工情報」を削除 (変更案2) 「～健診等の個人情報又は匿名加工情報若しくは仮名加工情報のみを取り扱う事業者」とすべて個人情報上の種別で記載。	ご意見ありがとうございます。当該箇所の文章につきまして「国のPHR指針」からの引用となりますため、このままの記載といたします。
17	民間事業者／自治体のPHRサービスに関わるガイドライン（第3版）	公用文等では、及び、並びに等の使い方がルール化されている。1階層のAndの場合は、並びにではなく及びを使う。また、JIS(日本産業規格)では、助詞の"や"は、AndなのかOrなのか不明確になるため使用されない。 (修文案) デバイスの差異及び不具合、並びにデバイスの非互換性により利用者が不利益を被らないように努めなくてはならない。	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。
17	PHR サービス事業者並びに社会に対して、	公用文等では、及び、並びに等の使い方がルール化されている。1階層のAndの場合は、並びにではなく及びを使う (修文案) PHR サービス事業者及び社会に対して、	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。
28	第3者認証	第3者は、用語でもあり、また本書の別な場所とも表記を合わせて、「第三者」にすべき	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。
62	PHRサービス自己チェックリスト'8-2-3 また、そのレビュー期間は、第3者認証を取得し、その基準に従っていますか	第3者は、用語でもあり、また本書の別な場所とも表記を合わせて、「第三者」にすべき	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。
16,24	347：「IV. PHR サービスの提供に当たっての基本理念」－「(5) 利用者への説明と同意に基づくサービス提供」のPHR サービス利用者にある「外国人」の箇所 585：「V. 民間 PHR サービスガイドラインの具体的適用」－「1. PHR サービス提供に関する事項」－「(1) 事業者－利用者の関係/合意(説明と同意)」のPHR サービス利活用の対象となる利用者にある「外国人」の箇所	「外国人」の取り扱いの時期尚早ではないか。 ・GDPRなど海外のルールとの整合性がしっかり確認できていない状態で外国人を対象とするのは情報の取り扱いとして危険と考えた。 ・また、上記を考慮した業界としての標準利用規約やその外国語対応が未整備	ご意見ありがとうございます。本ガイドラインは国内のPHRサービス、国内在住の外国人（個人情報保護法における保護対象）も対象であるため、国内法の及ぶ範囲内であること、「業界としての標準利用規約やその外国語対応が未整備」については、その必要性含めこれから議論される内容であり、本件を検討する必要条件ではないと考え、このままの記載といたします。
14	III.民間PHRサービスガイドラインに用いられる用語の定義 ・景品表示法 ・不実証広告ガイドライン ・特定商取引法	「用語集」に入っている以下は、(3) 民間PHRサービスガイドラインの策定にあたり参照した法律及びガイドライン等 に入れるべき。 ・景品表示法 ・不実証広告ガイドライン ・特定商取引法	ご意見ありがとうございます。用語の定義から削除し、<関連法規>及び<公的指針・ガイドライン等>に追加いたしました。
13	III.民間PHRサービスガイドラインに用いられる用語の定義 ・要配慮個人情報	p.13要配慮個人情報の定義の記載で「等のほか」は不要と考えます。この記載は、通則GLに示す(1)から(11)を参考にしていただいていると思いますので、(6)までとそれ以降の項番を区別する書きぶりせず、(1)から(11)を肅々と列挙すればよいのではないのでしょうか。	ご意見ありがとうございます。当該箇所の記載を修正いたしました。

45	(6) 他の事業者・第三者へのデータ提供	p. 7～9の記載から、このガイドラインで対象とする個人データは、個人情報保護法における要配慮個人情報に限定されないと理解していますが、PHRイコール要配慮個人情報という前提のもとに「(6) 他の事業者・第三者へのデータ提供」についてを読まれると誤解を招く可能性があり留意が必要と考えます。このガイドラインが法に違反しているという誤解を受けないよう、ガイドライン公表後も、QA集を示すなど、このガイドラインの対象範囲を説明するための取り組みは検討していったほうが良いのではないのでしょうか。	「PHRイコール要配慮個人情報」というお考えの方も多くいらっしゃると思いますのでその点、Q&A等での配慮をいたします。
27	(3) PHRの管理・閲覧 最低限遵守する事項 ・健診等情報を取り扱う場合は、業界で合意された一般的な規格に従った形でのインポート及びPHRサービス内のデータのそのエクスポートができること。	「業界～」についてですが、業界とは何を指すのでしょうか。協会に加盟する事業者が「合意された一般的な規格」とは何を指すのでしょうか。 健康診断情報の規格としては、一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会の健康診断結果報告書規格が事業者には広く認識されていると思いますが、いかがでしょうか。 ※業界で合意された一般的な規格、というものが存在するかどうか、お尋ねになります。	こちらの規格としては、マイナポータルAPIから取得可能なデータフォーマットを想定しております。「マイナポータルAPIの仕様が今後も変わりうることを考えると、具体的な記載をすることで常に後方互換性を保ち続けることが必須となるのは現実的ではないのではないか」というご懸念・ご指摘があったことから、表記の記載を取っております。弊会も含めた特定の団体を指し示す意図はございません。Q&Aで上記背景などを明記する形で検討させていただきます。